

昭和二十五年三月二十二日受領
答 弁 第 八 三 号

(質問の 八三)

内閣衆質第六九号

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する再質問に対する答弁書

鉾田町、白鳥村両農業協同組合に対する供米代金の政府からの支拂は、農林中央金庫及び県信用農業協同組合連合会を通じてすでに交付済であり、又両組合においても各生産者の預金に振り替えて支拂済となつていたのであるが、両組合ともその経営内容が健全とはいえない上に、出資金の少額な点からの弱体等のため、その預金の拂戻が順調に行われていないことに問題があるわけである。しかし生産者は、支拂金融機関の選択が自由にできるのであつて、両組合を希望したのであるし、自分自身の組合としてこれを育成して行くべく努力すれば、系統上級機関からの資金貸付も可能であるので、供米代金の預金拂出に支障を生じないと考えられる。要は両組合の組合員たる生産者がこれを育成すべく努力するかどうかにかかつてゐる。

なお、事業資金に運用しているということは、供米代金そのものではなく、預金となつたもので肥料、農機具等の物資を生産者に配給する目的で購入したものであるから、違法の疑はないようである。又取付

状態にあつたのが、二月上旬であるから、流言は、その以前とのことである。

右答弁する。